

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民健康保険の保険給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

清水町は、国民健康保険の保険給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡県駿東郡清水町長

公表日

令和7年12月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の保険給付に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法に関する法律等の規定によりレセプトの管理、申請書の受理、高額療養費や療養費等の現金給付、高額介護合算の証明書発行、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認
③システムの名称	高額療養費支給処理システム 統合宛名システム 中間サーバー 国保情報集約システム 国保総合システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国保給付ファイル 宛名情報ファイル 資格情報(個人)ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第44項、 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第二条 表69、70項 ■情報提供は実施しない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	清水町総務課庶務係(静岡県駿東郡清水町堂庭210番地の1 055-981-8230)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	清水町総務課庶務係(静岡県駿東郡清水町堂庭210番地の1 055-981-8230)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月29日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月29日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを参考に、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性の確認を行っている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する]	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</div> </div> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	特定個人情報を含む書類を関係団体等に送付する際は、提供不要な情報をマスキングし、あて先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなどの確認を徹底している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年10月1日	評価実施機関における担当部署	①部署 保険課	①部署 住民課	事後	変更後速やかに提出
平成28年11月1日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務		③システムの名称に「国保情報集約システム」、「次期国保総合システム」を追加	事前	要件定義前に提出
平成28年11月1日	特定個人情報ファイル名		「資格情報(個人)ファイル」を追加	事前	要件定義前に提出
平成31年4月1日	評価実施機関における担当部署	②所属長 久保田 光一	②所属長 長島 聡	事後	変更後速やかに提出
令和2年7月13日	評価実施機関における担当部署	②所属長 長島 聡	②所属長 住民課長	事後	変更後速やかに提出
令和2年7月13日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年7月1日 時点	事後	評価の再実施
令和2年7月13日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年7月1日 時点	事後	評価の再実施
令和7年12月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国保給付管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 国保情報集約システム 次期国保総合システム	高額療養費支給処理システム 統合宛名システム 中間サーバー 国保情報集約システム 国保総合システム	事前	システム標準化に伴う再評価
令和7年12月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第30項	番号法第9条第1項、別表第44項、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条	事前	システム標準化に伴う再評価
令和7年12月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	照会: 番号法第19条7号、別表第二の第2、42、43項 提供: 番号法第19条7号、別表第二の第1、42、43項	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づき利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第二 条 表69、70項 ■情報提供は実施しない	事前	システム標準化に伴う再評価
令和7年12月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年7月1日 時点	令和7年9月29日 時点	事前	システム標準化に伴う再評価
令和7年12月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年7月1日 時点	令和7年9月29日 時点	事前	システム標準化に伴う再評価
令和7年12月10日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	(項目なし)	十分である ■判断の根拠 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを参考に、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性の確認を行っている。	事前	システム標準化に伴う再評価
令和7年12月10日	IV リスク対策 9. 監査	○内部監査	○自己点検 ○内部監査	事前	システム標準化に伴う再評価
令和7年12月10日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	(項目なし)	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事前	システム標準化に伴う再評価
令和7年12月10日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	(項目なし)	十分である	事前	システム標準化に伴う再評価
令和7年12月10日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	(項目なし)	特定個人情報を含む書類を関係団体等に送付する際は、提供不要な情報をマスキングし、あて先に間違いないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなどの確認を徹底している。	事前	システム標準化に伴う再評価